

弁理士及び弁理士法人に対する経済産業大臣による懲戒処分に関する運用基準 別表

A. 弁理士法又は弁理士法に基づく命令に違反したとき

条 項 (弁理士法)	事 例	基本となる処分の量定		罰則規定 (弁理士法)
		国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為	国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とま ではいけないものの、不誠実行為等の非違行為	
第22条	○登録事項(変更)届出義務違反 (弁理士登録簿の登録事項に変更があったにもかかわらず届出をしなかった場合)		戒告	
第29条 第50条	○信用失墜行為			
	職務不履行 (依頼者から手数料を受領したにもかかわらず、特許庁に納付しなかった場合又は依頼された手続をしなかった場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※弁理士法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止		
	職務怠慢、注意義務違反 (案件の放置・杜撰な期間管理等により手続を著しく遅延させた場合)	二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止		
	職務怠慢、注意義務違反 (常習的に予納残高不足を生じさせた場合、又は連絡を取り難い状況にした場合)		戒告 ※弁理士法人 戒告	
	事務所(補助者)管理不履行 (補助者が作成した書類等について、必要な確認を行っていない場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	不当広告・宣伝・勧誘・契約 (虚偽・誇大広告、品位を損なう広告等を行った場合、又は報酬等の重要事項を告知しなかった場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	中途辞任 (受任途中で理由なく依頼者に不利な時期に一方的に辞任した場合)	二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告		
	虚偽報告 (調査により知り得た重要な先行技術を秘匿し依頼者に報告した場合)	二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告		
	虚偽報告 (学歴詐称を行った場合)		戒告	
	冒認出願への関与 (出願が冒認出願であることを認識しながら当該出願に係る手続を行った場合、冒認出願に基づく権利であることを認識しながら当該権利を行使した場合、又は冒認出願に基づく権利であることを容易に知ることができたのに漫然とこれを見過ごしたような重大な過失により当該権利を行使した場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告		
第30条 第77条	○守秘義務違反			第80条(6月以下の懲役又は50万円以下の罰金) ※上記の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない
	(未公開出願等の発明情報を漏洩させた場合)	二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止		
	(出願人の個人情報等を漏洩させた場合)		一年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 一年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
第31条 第48条	○業務制限違反			
	(公務員として職務上取り扱った事件の代理業務を行った場合)	二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止		
	(弁理士の業務範囲外的不正競争に関する紛争の代理を行った場合)		一年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 一年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	

条 項 (弁理士法)	事 例	基本となる処分の量定		罰則規定 (弁理士法)
		国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為	国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とまではいえないものの、不誠実行為等の非違行為	
第31条の2	○研修義務違反 (義務研修を受講しなかった場合)		戒告	
第31条の3 第50条	○名義貸し禁止違反 (特許庁への手続において、非弁理士に自己の名義を利用させた場合)	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※弁理士法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止		第79条第1号(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金) ※弁理士法人については第82条において両罰規定
	(コンサルタント業において、非弁理士に自己の名義を利用させた場合)		一年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 一年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
第32条 第54条第1項	○業務停止処分違反 (業務停止処分を受けている間に業務を行った場合)	業務の禁止 ※弁理士法人 解散	業務の禁止 ※弁理士法人 解散	第79条第2号(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金) ※弁理士法人については第82条において両罰規定
第34条 第54条第2項	○報告の懈怠、虚偽の報告 (懲戒手続において、大臣に対する報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合、又は帳簿書類の提出をしなかった場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	第83条(30万円以下の過料)
第39条第1項・第2項	○社員資格違反 (弁理士以外者又は業務停止中等の弁理士を社員とした場合あるいはこれらの者が社員となった場合)	二年以内の業務の全部又は一部の停止 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止		
第42条第1項	○弁理士法人の組合等登記違反 (弁理士法人の設立の登記、解散の登記等を怠った場合)		※弁理士法人 戒告	第85条1号(30万円以下の過料)
	(弁理士法人の組合等登記手続において、虚偽の記載を行った場合)		※弁理士法人 戒告	
第43条第1項・第2項 第45条 第47条第2項	○弁理士法人の定款関連規定違反 (弁理士法人の定款において、記載すべき事項の未記載、虚偽の記載を行った場合)		※弁理士法人 戒告	第85条4号(30万円以下の過料)
	(弁理士法人の設立に際し、届出をしなかった場合又は定款の変更の届出をしなかった場合等)		※弁理士法人 戒告	
第49条	○業務執行違反 (弁理士法人が弁理士以外に業務を行わせた場合)	※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止		
第52条第3項 第53条第3項	○弁理士法人の合併等届出義務違反 (弁理士法人の合併等に際しての届出を怠った場合)		※弁理士法人 戒告	
第53条の2第2項・第5項・第6項 (会社法準用)	○弁理士法人の合併手続の義務違反 (弁理士法人の合併に際して官報への公告等を怠った場合)		※弁理士法人 戒告	第85条2号、3号(30万円以下の過料)
第55条第1項 (会社法準用)	○弁理士法人の会計帳簿等の関連規定違反 (弁理士法人の会計帳簿等において、記録すべき事項の未記録、虚偽の記録を行った場合)		※弁理士法人 戒告	第85条4号(30万円以下の過料)
	(弁理士法人の会計帳簿等の保存に関する義務規定に違反した場合等)		※弁理士法人 戒告	
第55条第2項 (会社法準用)	○弁理士法人の解散、清算手続義務違反 (弁理士法人の解散、清算手続の義務に反した場合)		※弁理士法人 戒告	第85条5号、6号、7号(30万円以下の過料)

B. 弁理士たるにふさわしくない重大な非行があったとき

条 項 (弁理士法)	事 例	基本となる処分の量定		罰則規定 (弁理士法)
		国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為	国民の権利取得等に不利益を及ぼす行為とま ではいけないものの、不誠実行為等の非違行 為	
	○業務外行為 (業務外の違反行為で刑事罰の対象となる行為に該当する場合)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	○不当な利益の收受・供与等 (事件の相手方から賄賂を收受若しくは事件の相手方に利益を供与し た場合、又はこれらを要求若しくは約束させた場合等)		二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	
	○誹謗、中傷又は名誉を損なう行為 (依頼者又は他の弁理士に対して誹謗中傷した場合、又は名誉を損 なった場合)		戒告 ※弁理士法人 戒告	
	○その他	業務の禁止、二年以内の業務の全部又は一部の停 止、戒告 ※弁理士法人 解散、二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告 ※弁理士法人 二年以内の業務の全部又は一部の停止、戒告	

(A・B共通補足)

1. 基本となる処分の量定については、過去に懲戒処分を受けているか、二以上の処分手由があるか、故意なのか又は過失なのか、酌量の余地があるのか等により、基本となる処分を加重又は軽減ができるものとする。
また、個別事情等により、非違行為の種類に対応する処分の種類・量定を勘案(業務の禁止・解散←→業務停止←→戒告)できるものとし、処分の量定を軽減した結果、懲戒処分自体を実施しない場合があり得る。

2. 経済産業大臣の懲戒処分の他、罰金刑等となる刑罰がある。また、日本弁理士会における自治的見地からの処分がある。

3. 非違行為の種類に記載のない行為については、最も類似した行為の例による。